

食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業(多様な需要創出型食肉等産地育成事業)

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業従事者の高齢化等に伴い家畜の生産構造が変化し、かつ、少子高齢化の進展や国民の健康志向の高まり等を背景として食肉等の消費構造が変化する中で、消費者・実需者ニーズを踏まえた、国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・ このため、食肉等流通処理施設(産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場)の整備を行うことにより、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るとともに、販売企画力や食肉等処理加工技術力の強化等、畜産物の産地におけるソフト面での取組を推進する必要があります。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標の達成

○牛肉の生産量(52万トン(20年度)→52万トン(32年度))

○豚肉の生産量(126万トン(20年度)→126万トン(32年度))

○鶏肉の生産量(140万トン(20年度)→138万トン(32年度))

○鶏卵の生産量(254万トン(20年度)→245万トン(32年度))

<主な内容>

1. 食肉等の安定供給のための施設整備への支援

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要な食肉等流通処理施設の整備を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設（米国、EU及びハラール認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設）の整備を支援する優先枠を創設します。

強い農業づくり交付金 23,385 (24,422) 百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、事業協同組合等

2. 産地育成のためのソフト面の取組への支援

畜産物の産地育成のため、産地の関係者が作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉処理加工技術力、人材育成力の強化を図るとともに、地域における食肉等の流通合理化など産地育成に向けた検討を行うソフト面の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（多様な需要創出型食肉等産地育成事業）
2,882 (2,271) 百万円の内数
補助率：事業費の1/2以内
事業実施主体：協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130)]